

書記官送達
令和3年1月28日 午前 / 時30分

令和3年1月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

裁決取消請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所)

口頭弁論終結日 令和2年12月3日

判 決

控 訴 人

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人

同代表者法務大臣

処 分 行 政 庁

被控訴人指定代理人

同

同

同

同

同

国

上

雪

谷

君

同

同

同

同

同

川

谷

口

塚

同

同

同

同

同

陽

税

務

署

同

同

同

同

同

子

署

長

同

同

同

同

同

同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成30年10月12日付けで控訴人に対してした控訴人の平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額44

3万5968円、納付すべき税額マイナス42万1179円（還付金の額に相当する税額）を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

- 3 処分行政庁が平成30年10月29日付けで控訴人に対してした平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る還付金の充当処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 控訴人（原告）は、平成29年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告をするに当たり、外国法人から支払を受けた配当金に賦課された外国所得税の全額を外国税額控除の額としたところ、処分行政庁は、法令に定める限度額を超える外国所得税の額を控除することはできないとして、同年分の所得税等の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。）をした上、同年分の所得税等に係る還付金の一部を本件更正処分等により納付すべきこととなった税に充当する処分（以下「本件充当処分」といい、本件更正処分等と併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、控訴人が、処分行政庁がした外国税額控除の減額は国内法に優先する二国間条約に反すると主張し、①本件更正処分の一部（総所得443万5968円、納付すべき税額マイナス44万1895円（還付金の額に相当する税額）を超える部分）の取消し、②本件賦課決定処分の取消し及び③本件充当処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人は、本件控訴を提起した上、当審において、上記①の請求につき、控訴の趣旨2項のとおり請求を減縮した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次の点を改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁7行目から10行目までを以下のとおり改める。

〔(5) 本件訴えの提起

控訴人は、令和元年7月18日、本件裁決の取消しを求めて本件訴えを提起したが、同月26日、本件更正処分の一部（総所得金額443万5968円、納付すべき税額マイナス40万9711円（還付金の額に相当する税額）を超える部分）、本件賦課決定処分及び本件充当処分の取消しを求める訴えに変更し、さらに、同年9月24日、本件更正処分の一部の取消請求につき、総所得金額443万5968円、納付すべき税額マイナス44万1895円（還付金の額に相当する税額）を超える部分の取消請求に拡張した（顕著な事実）。

(6) 原判決の言渡し

原審は、令和2年8月20日、控訴人の請求をいずれも棄却する旨の原判決を言い渡した（顕著な事実）。

(7) 控訴の提起及び請求の減縮

控訴人は、令和2年8月26日、本件控訴を提起した上、同年10月6日、本件更正処分の一部の取消請求につき、総所得金額443万5968円、納付すべき税額マイナス42万1179円（還付金の額に相当する税額）を超える部分の取消請求に減縮した（顕著な事実）。」

(2) 原判決7頁24行目から8頁19行目までを以下のとおり改める。

〔(1)ア 本件ただし書にいう「日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分」とは、控除限度額を意味し、これには、日本の所得税の額のほか、日本の住民税の額（租税条約に定めがある場合に限る。）も含まれる。したがって、本件ただし書に定める控除限度額は、日本で受け取る外国からの配当収入に対する所得税又は所得税及び住民税の合計額となる。国内法令において上記控除限度額を下回る外国税額控除の限度額を設け、これを適用することは、国内法に優先する日米租税条

約等に反することとなり、違法である。

イ 控訴人が平成29年に外国法人から支払を受けた配当収入に係る国別の外国の所得税の額、日本の所得税の額及び日本の住民税の額は、次のとおりである。

(ア) アメリカ

- a アメリカの所得税の額 3万5130円
- b 日本の所得税の額 4万8422円
- c 日本の住民税の額 1万5806円

(イ) インドネシア

- a インドネシアの所得税の額 10万3583円
- b 日本の所得税の額 6万3455円
- c 日本の住民税の額 2万0716円

(ウ) ベルギー

- a ベルギーの所得税の額 3万3062円
- b 日本の所得税の額 2万8693円
- c 日本の住民税の額 9367円

(エ) ロシア

- a ロシアの所得税の額 8万8115円
- b 日本の所得税の額 7万6467円
- c 日本の住民税の額 2万4959円

ウ(ア) 日米租税条約には住民税についての定めがないので、同条約上認められる控除限度額は、日本の所得税の額（4万8422円）となる。これは、アメリカの所得税の額（3万5130円）を上回るから、控除額は、3万5130円となる。

(イ) 日尼租税協定には住民税についての定めがないので、同協定上認められる控除限度額は、日本の所得税の額（6万3455円）とな

る。これは、インドネシアの所得税の額（10万3583円）を下回るから、控除額は、6万3455円となる。

(ウ) 日白租税条約には本件ただし書に相当する規定がないので、外国税額控除に含めないこととする。

(エ) 日ソ租税条約には住民税についての定めがあるので、同条約上認められる控除限度額は、日本の所得税の額（7万6467円）及び日本の住民税の額（2万4959円）の合計額である10万1426円となる。これは、ロシアの所得税の額（8万8115円）を上回るから、控除額は、8万8115円となる。

(オ) 以上によれば、外国税額控除の額は、合計18万6700円となる。」

(3) 原判決8頁21行目の「別紙4」を「上記(1)」に改める。

(4) 原判決8頁23行目の「被告」を「処分行政庁」に改める。

(5) 原判決14頁25行目の「所得税法95条1項」を「復興特別措置法14条1項」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次の点を改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁9行目の「外国税額控除」から10行目末尾までを「外国税額控除として控除できることの根拠たり得ないというべきである。」に改める。

(2) 原判決10頁20行目の「被告」を「処分行政庁」に改める。

2 よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

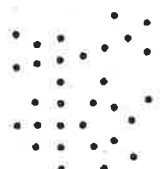
白石史子 

裁判官

浅井 憲 

裁判官

湯川克彦 



これは正本である。

令和3年1月28日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 久次 孝

